

環境省令第 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第七条第一項ただし書、第八条第三項ただし書、第八条の二第一項第一号（同法第九条第二項において準用する場合を含む。）、第八条の三、第八条の四（同法第十五条の二の三において準用する場合を含む。）、第十五条第三項ただし書、第十五条の二第一項第一号（同法第十五条の二の五において準用する場合を含む。）及び第十五条の二の二並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第三条第二号イ及びロ並びに第三号ロ、第十五条、第十六条第一号イ、ロ(2)、八(1)及び(2)並びにホ、第二号ロ、二及びホ並びに第三号ロ並びに第二十四条第二号の規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則及び一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十六年 月 日

環境大臣 小池百合子

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則及び一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分

場に係る技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正)

第一条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十五号)の一部を次のように改正する。

第一条の七第三号中「外気」を「燃烧室内において廃棄物が燃烧しているときに、燃烧室に廃棄物を投入する場合には、外気」に改め、「(ガス化燃烧方式その他の構造上やむを得ないと認められる焼却設備の場合を除く。)」を削り、同条第四号に次のただし書を加える。

ただし、製鋼の用に供する電気炉、銅の第一次製錬の用に供する転炉若しくは溶解炉又は亜鉛の第一次製錬の用に供する焙焼炉を用いた焼却設備にあつては、この限りでない。

第一条の七第五号に次のただし書を加える。

ただし、加熱することなく燃烧ガスの温度を保つことができる性状を有する廃棄物のみを焼却する焼却設備又は製鋼の用に供する電気炉、銅の第一次製錬の用に供する転炉若しくは溶解炉若しくは亜鉛の第一次製錬の用に供する焙焼炉を用いた焼却設備にあつては、この限りでない。

第一条の七の次に次の四条を加える。

(一般廃棄物の熱分解を行う熱分解設備の構造)

第一条の七の二 令第三条第二号口の環境省令で定める構造は、次のとおりとする。

一 炭化水素油又は炭化物を生成する場合にあつては、次のとおりとする。

イ 熱分解室内への空気の流入を防ぐことにより、熱分解室内の廃棄物を燃焼させない構造のものであること。

ロ 一般廃棄物の熱分解を行うのに必要な温度及び圧力を適正に保つことができるものであること(圧力については、加圧を行う場合に限る。八について同じ。)

ハ 熱分解室内の温度及び圧力を定期的に測定できる構造のものであること。

ニ 処理に伴つて生じた残さ(炭化物を含む。以下この号において同じ。)を排出する場合にあつては、残さが発火しないよう、排出された残さを直ちに冷却することができるものであること。

ホ 処理に伴つて生じたガスのうち炭化水素油として回収されないガスを適正に処理(燃焼させることを除く。ただし、処理した一般廃棄物の重量、生成された炭化水素油の重量及び処理に伴つて生

じた残さの重量を測定することができる熱分解設備において、通常の操業状態において生成される炭化水素油の重量が、処理した一般廃棄物の重量の四十パーセント以上であり、かつ、処理に伴って生じたガスのうち炭化水素油として回収されないガスの重量が、処理した一般廃棄物の重量の二十五パーセント以下である処理（再生利用を目的として炭化水素油を生成するものに限る。）にあつては、この限りでない。）することができるものであること。

二 前号以外の場合にあつては、一般廃棄物の熱分解に必要な温度を適正に保つことができるものであることその他の生活環境の保全上の支障が生じないよう必要な措置が講じられていること。

（令第三条第三号口の環境省令で定める設備）

第一条の七の三 令第三条第三号口の規定による環境省令で定める設備は、次のとおりとする。

一 一般廃棄物の保有水及び雨水等（以下「保有水等」という。）が埋立処分の場所（以下この条、次条及び第七条の九において「埋立地」という。）（内部仕切設備により区画して埋立処分を行う埋立地については、埋立処分を行っている区画。以下この条及び次条第一号イ及びロにおいて同じ。）から浸出することを防止できる遮水工（埋立地のうち、一般廃棄物の投入のための開口部及び次号に規

定する保有水等集排水設備が設けられた場所を除く。以下同じ。）

二 保有水等を有効に集めることができる堅固で耐久力を有する構造の管渠きよその他の集排水設備（水面埋立処分を行う埋立地については、保有水等を有効に排出することができる堅固で耐久力を有する構造の余水吐きその他の排水設備。以下「保有水等集排水設備」という。）

三 保有水等集排水設備により集められた保有水等（水面埋立処分を行う埋立地については、保有水等集排水設備により排出される保有水等。以下同じ。）に係る放流水の水質を一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和五十二年総理府
厚生省令第一号。以下「最終処分基準省令」という。）別表第一の上欄に掲げる項目ごとに同表の下欄に掲げる基準及びダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成十一年総理府令第六十七号）別表第二の下欄に定めるダイオキシン類の許容限度に適合させることができる浸出液処理設備

四 地表水が埋立地の開口部から埋立地へ流入するのを防止することができる開渠きよその他の設備（令第三条第三号口の環境省令で定める措置）

第一条の七の四 令第三条第三号口の規定による環境省令で定める措置は、次のとおりとする。

一 前条各号に掲げる設備を設けること。ただし、次のイからニまでに掲げる場合における当該イからニまでに定める設備については、この限りでない。

イ 埋立地の内部の側面又は底面のうち、その表面に前条第一号に掲げる遮水工と同等以上の遮水の効力を有する地層（以下「不透水性の地層」という。）がある場合 同号に掲げる遮水工（不透水性の地層に係る部分に限る。）

ロ 雨水が入らないよう必要な措置が講じられた埋立地（水面埋立処分を行う埋立地を除く。）において一般廃棄物を埋め立てる場合 前条第二号に掲げる保有水等集排水設備

ハ 保有水等集排水設備により集められた保有水等を貯留するための十分な容量の耐水構造の貯留槽そうが設けられ、かつ、当該貯留槽そうに貯留された保有水等が当該埋立地以外の場所に設けられた前条第三号に掲げる浸出液処理設備と同等以上の性能を有する水処理設備で処理される場合 同号に掲げる浸出液処理設備

ニ 埋立処分が終了した後、環境大臣が定める方法により行つた水質検査の結果、保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質が二年以上にわたり最終処分基準省令別表第一の上欄に掲げる

項目ごとに同表の下欄に掲げる基準に適合しており、かつ、保有水等処理することなく放流したとしても生活環境の保全上支障が生じないものと認められる場合 前条第三号に掲げる浸出液処理設備

二 放流水及び周縁の地下水（埋立地からの浸出液による埋立地の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる場所から採取されたものに限るものとし、水面埋立処分を行う埋立地にあつては、埋立地からの浸出液による埋立地の周辺の水域の水又は周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる場所から採取された当該水域の水又は当該地下水とする。以下同じ。）の水質の維持を、次のとおり行うこと。

イ 放流水の水質を最終処分基準省令別表第一の上欄に掲げる項目ごとに同表の下欄に掲げる基準及びダイオキシン類対策特別措置法施行規則別表第二の下欄に定めるダイオキシン類の許容限度に適合させること。

ロ 周縁の地下水の水質について最終処分基準省令別表第二の上欄に掲げる項目ごとに同表の下欄に掲げる基準に係る水質の悪化又はダイオキシン類による汚染（その原因が当該埋立地以外にあるこ

とが明らかであるものを除く。)が認められた場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。

ハ イ及び口に掲げる基準は、環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

三 その他必要な措置

(令第三条第三号口ただし書の環境省令で定める場合)

第一条の七の五 令第三条第三号口ただし書の規定による環境省令で定める場合は、公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な措置を講じた一般廃棄物のみの埋立処分を行う場合とする。

第二条第七号チ中「第四条の五」を「第四条の六」に改め、同条第九号中「自動車用開放形鉛蓄電池」を「自動車用鉛蓄電池」に改める。

第三条の二の次に次の一条を加える。

(生活環境に及ぼす影響についての調査が省略できる場合)

第三条の三 法第八条第三項ただし書の規定による環境省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 一般廃棄物の最終処分場以外の一般廃棄物処理施設にあつては、法第八条第二項の申請書に記載した同項第二号から第七号までに掲げる事項が、過去になされた同条第一項の許可に係る当該事項と同である場合

二 一般廃棄物の最終処分場にあつては、法第八条第二項の申請書に記載した同項第二号から第四号まで、第六号及び第七号に掲げる事項が、過去になされた同条第一項の許可に係る当該事項と同一である場合

第四条第一項第七号中「ガス化改質方式の焼却施設」を「次号に掲げるもの」に改め、同項第八号を次のように改める。

八 ガス化改質方式の焼却施設及び製鋼の用に供する電気炉、銅の第一次製錬の用に供する転炉若しくは溶解炉又は亜鉛の第一次製錬の用に供する焙焼炉を用いた焼却施設（以下「電気炉等を用いた焼却施設」という。）にあつては、次の要件を備えていること。

イ ガス化改質方式の焼却施設にあつては、前号チからカまでの規定の例によるほか、次の要件を備えていること。

- (1) 次の要件を備えたガス化設備が設けられていること。
 - (イ) ガス化設備内をごみのガス化に必要な温度とし、かつ、これを保つことができる加熱装置が設けられていること。
 - (ロ) 外気と遮断されたものであること。
- (2) 次の要件を備えた改質設備が設けられていること。
 - (イ) ごみのガス化によつて得られたガスの改質に必要な温度と滞留時間を適正に保つことができるものであること。
 - (ロ) 外気と遮断されたものであること。
 - (ハ) 爆発を防止するために必要な措置が講じられていること。
- (3) 改質設備内のガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。
- (4) 除去設備に流入する改質ガス（改質設備において改質されたガスをいう。以下同じ。）の温度をおおむね摂氏二百度以下に冷却することができる冷却設備が設けられていること。ただし、除去設備内で改質ガスの温度を速やかにおおむね摂氏二百度以下に冷却することができる場合にあ

つては、この限りでない。

(5) 除去設備に流入する改質ガスの温度（(4)のただし書の場合にあつては、除去設備内で冷却された改質ガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

(6) 改質ガス中の硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び硫化水素を除去することができる除去設備が設けられていること。

□ 電気炉等を用いた焼却施設にあつては前号へ及びりから力までの規定の例によるほか、次の要件を備えていること。

(1) 廃棄物を焼却し、及び溶鋼（銅の第一次製錬の用に供する転炉又は溶解炉を用いた焼却施設にあつては溶体、亜鉛の第一次製錬の用に供する焙焼炉を用いた焼却施設にあつては焼鉱とする。以下同じ。）を得るために必要な炉内の温度を適正に保つことができるものであること。

(2) 炉内で発生したガスが炉外へ漏れないものであること。

(3) 廃棄物の焼却に伴い得られた溶鋼の炉内又は炉の出口における温度を定期的に測定できるものであること。

- (4) 集じん器に流入するガスの温度（5）のただし書の場合にあつては、集じん器内で冷却されたガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。
- (5) 製鋼の用に供する電気炉を用いた焼却施設にあつては、集じん器に流入するガスの温度をおおむね摂氏二百度以下に冷却することができる冷却設備が設けられていること。ただし、集じん器内でガスの温度を速やかにおおむね摂氏二百度以下に冷却することができる場合にあつては、この限りでない。

第四条の五第一項第二号中「ガス化改質方式の焼却施設」を「次号に掲げるもの」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 ガス化改質方式の焼却施設及び電気炉等を用いた焼却施設にあつては、次のとおりとする。

イ ガス化改質方式の焼却施設にあつては、前号レからフまでの規定の例によるほか、次のとおりとする。

- (1) 投入するごみの数量及び性状に応じ、ガス化設備におけるごみのガス化に必要な時間を調節すること。

- (2) ガス化設備内をごみのガス化に必要な温度に保つこと。
- (3) 改質設備内のガスの温度をガスの改質に必要な温度に保つこと。
- (4) 改質設備内のガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。
- (5) 除去設備に流入する改質ガスの温度をおおむね摂氏二百度以下に冷却すること。ただし、除去設備内で改質ガスの温度を速やかにおおむね摂氏二百度以下に冷却することができる場合にあつては、この限りでない。
- (6) 除去設備に流入する改質ガスの温度（(5)のただし書の場合にあつては、除去設備内で冷却された改質ガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録すること。
- (7) 冷却設備及び除去設備にたい積したばいじんを除去すること。
- (8) 除去設備の出口における改質ガス中の環境大臣の定める方法により算出されたダイオキシン類の濃度が 0.1 ng/m^3 以下となるようにごみのガス化及びごみのガス化によつて得られたガスの改質を行うこと。
- (9) 除去設備の出口における改質ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年一回以上、硫黄酸化物、ば

いじん、塩化水素及び硫化水素の濃度を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。

□ 電気炉等を用いた焼却施設にあつては、前号ワ、ヨ、タ及びソからフまでの規定の例によるほか、次のとおりとする。

(1) 廃棄物を焼却し、及び溶鋼を得るために必要な炉内の温度を適正に保つこと。

(2) 廃棄物の焼却に伴い得られた溶鋼の炉内又は炉の出口における温度を定期的に測定し、かつ、記録すること。

(3) 集じん器内に流入するガスの温度(6)のただし書の場合にあつては、集じん器内で冷却されたガスの温度)を連続的に測定し、かつ、記録すること。

(4) 排ガス処理設備(製鋼の用に供する電気炉を用いた焼却施設にあつては冷却設備及び排ガス処理設備)にたい積したばいじんを除去すること。

(5) 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を三月に一回以上、ばい煙量又はばい煙濃度(硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。)を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。

(6) 製鋼の用に供する電気炉を用いた焼却施設にあつては、集じん器に流入するガスの温度をおおむね摂氏二百度以下に冷却すること。ただし、集じん器内でガスの温度を速やかにおおむね摂氏二百度以下に冷却することができる場合にあつては、この限りでない。

第四条の六第一号イ中「及び第三号イ」を「、第三号イ及び第四号イ」に、同号口中「並びに第三号ニ」を「、第三号口及び二並びに第四号二及びチ」に、同号八中「並びに第三号口(1)」を「、第三号八並びに第四号口(1)」に、同号二中「第三号口(2)」を「第四号口(2)」に改める。

第四条の七第一号中「ガス化改質方式の焼却施設」の下に「及び電気炉等を用いた焼却施設」を加え、同条第二号口中「第四条の五第一項第三号ニ及びヘ」を「第四条の五第一項第三号イ(4)及び(6)」に、「第四条の五第一項第三号ト」を「第四条の五第一項第三号イ(7)」に、「第四条の五第一項第三号リ」を「第四条の五第一項第三号イ(9)」に改め、同条第三号口中「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和五十二年^{総理府}厚生省^令第一号。以下「最終処分基準省令」という。）」を「最終処分基準省令」に改め、同号に次のように加える。

チ 最終処分基準省令第一条第二項第十九号の規定による測定を行った年月日及びその結果

第四条の七中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 令第五条の二に規定する焼却施設（電気炉等を用いた焼却施設に限る。） 次に掲げる事項

イ 処分した一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量

ロ 第四条の五第一項第三号ロ(2)及び(3)の規定による測定に関する次に掲げる事項

(1) 当該測定を行つた位置

(2) 当該測定の結果の得られた年月日

(3) 当該測定の結果

ハ 第四条の五第一項第三号ロ(4)の規定によるばいじんの除去を行つた年月日

二 第四条の五第一項第三号ロ(5)の規定による測定に関する次に掲げる事項

(1) 当該測定に係る排ガスを採取した位置

(2) 当該測定に係る排ガスを採取した年月日

(3) 当該測定の結果の得られた年月日

(4) 当該測定の結果

第七条の二第一項に次のただし書を加える。

ただし、次項に掲げる者については、この限りでない。

第七条の二第一項第一号中「事業者」の下に「（他の法令の規定により産業廃棄物収集運搬業者とみなされる者及び他の法令の規定により産業廃棄物処理基準に従い産業廃棄物を収集又は運搬する者を含む。

以下この条及び次条において同じ。）」を加え、同項第三号中「許可番号」を「氏名又は名称及び許可番号」に改め、同項に次の一号を加える。

四 法第十五条の四の二第一項の認定を受けた者 氏名又は名称及び認定番号

第七条の二第二項中「定めるもの」の下に「（当該産業廃棄物の運搬に係るものに限る。）」を加え、同項第一号を次のように改める。

一 事業者 次に掲げる事項を記載した書面

イ 氏名又は名称及び住所

ロ 運搬する産業廃棄物の種類及び数量

ハ 運搬する産業廃棄物を積載した日並びに積載した事業場の名称、所在地及び連絡先

二 運搬先の事業場の名称、所在地及び連絡先

第七条の二第二項第三号を次のように改める。

三 産業廃棄物収集運搬業者（次号及び第五号に掲げる者を除く。） 第十条の二に規定する許可証の

写し及び法第十二条の三第一項の規定による産業廃棄物管理票（以下単に「管理票」という。）

第七条の二第二項に次の四号を加える。

四 産業廃棄物収集運搬業者であつて、電子情報処理組織使用事業者からその産業廃棄物の運搬を受託

した者（電子情報処理組織を使用し、情報処理センターを経由して当該産業廃棄物の運搬が終了した

旨を報告することを求められた者に限る。） 第十条の二に規定する許可証の写し、第八条の三十一

に規定する書面の写し及び次に掲げる事項を記載した書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式

その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による

情報処理の用に供されるものをいう。ただし、当該電磁的記録を必要に応じ電子計算機その他の機器

を用いて直ちに表示することができる場合に限る。）

イ 運搬する産業廃棄物の種類及び数量

ロ 当該産業廃棄物の運搬を委託した者の氏名又は名称

ハ 運搬する産業廃棄物を積載した日並びに積載した事業場の名称及び連絡先

二 運搬先の事業場の名称及び連絡先

五 前号に掲げる者であつて、随時必要な連絡を行うことができる設備又は器具（以下「連絡設備等」という。）を用いて同号イからニまでに掲げる事項を確認できる者 第十条の二に規定する許可証の写し及び第八条の三十一に規定する書面の写し

六 法第十五条の四の二第一項の認定を受けた者 令第七条の三において準用する令第五条の六に規定する認定証の写し

七 法第十五条の四の三第一項の認定を受けた者 令第七条の五において準用する令第五条の九に規定する認定証の写し

第七条の二中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 法第十五条の四の三第一項の認定を受けた者（その委託を受けて当該認定に係る処理を行う者を含む。）に係る令第六条第一項第一号の規定によりその例によることとされる令第三条第一号二の規定によ

る表示は、第十二条の十二の十三の規定により読み替えて準用する第六条の十九各号に掲げる事項を運搬船の外側に見やすいように表示することにより行うものとする。

第七条の二の次に次の一条を加える。

(運搬車を用いて行う産業廃棄物の収集又は運搬に係る基準)

第七条の二の二 令第六条第一項第一号イの規定による表示は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める事項を車体の両側面に鮮明に表示することにより行うものとする。ただし、次項に掲げる者については、この限りでない。

一 事業者 産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨及び氏名又は名称

二 市町村又は都道府県 産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨及び市町村又は都道

府県
の名称

三 産業廃棄物収集運搬業者 産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨、氏名又は名称

及び許可番号(下六けたに限る。)

四 法第十五条の四の二第一項の認定を受けた者 産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車であ

る旨、氏名又は名称及び認定番号

2 法第十五条の四の三第一項の認定を受けた者（その委託を受けて当該認定に係る処理を行う者を含む。第四項において同じ。）に係る令第六条第一項第一号イの規定による表示は、第十二条の十二の十三の規定により読み替えて準用する第六条の十九各号に掲げる事項を運搬車の外側に見やすいように表示することにより行うものとする。

3 第一項各号に掲げる事項については、識別しやすい色の文字で表示するものとし、産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨については日本工業規格Z八三〇五に規定する百四十ポイント以上の大きさの文字、それ以外の事項については、日本工業規格Z八三〇五に規定する九十ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて表示しなければならない。

4 前条第三項の規定は、令第六条第一項第一号イの規定による環境省令で定める書面について準用する。この場合において、「船舶」とあるのは「運搬車」と読み替えるものとする。

（令第六条第一項第三号ホの環境省令で定める場合）

第七条の九 令第六条第一項第三号ホの規定によりその例によることとされる令第三条第三号口の規定に

よる環境省令で定める場合は、公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な措置を講じた産業廃棄物のみの埋立処分（令第六条第一項第三号イに掲げる安定型産業廃棄物のみの埋立処分にあつては、埋立地からの浸透水（安定型産業廃棄物の層を通過した雨水等をいう。次項において同じ。）の水質が、最終処分基準省令別表第二の上欄に掲げる項目ごとに同表の下欄に掲げる基準に適合していること及び生物化学的酸素要求量が一リットルにつき二十ミリグラム以下であること又は化学的酸素要求量が一リットルにつき四十ミリグラム以下であることが確認された埋立地において行うものに限る。）を行う場合とする。

2 前項に規定する浸透水の水質は、次の各号に掲げる項目について、それぞれ当該各号に掲げる頻度で検査することとする。

- 一 最終処分基準省令別表第二の上欄に掲げる項目 一年に一回以上
- 二 生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量 一月に一回（埋立処分が終了した埋立地においては、三月に一回）以上

第八条の五の二中「同条第二項第三号」を「同条第三項第三号、第四号及び第五号」に、「法第十四

条第一項」とあるのは「法第十四条の四第一項」を「第十条の二」とあるのは「第十条の十四」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(運搬車を用いて行う特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に係る基準)

第八条の五の三 第七条の二の二の規定は、令第六条の五第一項第一号の規定によりその例によることとされる令第六条第一項第一号イの規定による表示及び環境省令で定める書面について準用する。この場合において、第七条の二の二第一項第三号中「産業廃棄物収集運搬業者」とあるのは「特別管理産業廃棄物収集運搬業者」と読み替えるものとする。

第八条の二十中「法第十二条の三第一項の規定による産業廃棄物管理票（以下単に「管理票」という。）」を「管理票」に改める。

第八条の三十一の二を第八条の三十一の三とし、第八条の三十一を第八条の三十一の二とし、第八条の三十の次に次の一条を加える。

(電子情報処理組織の使用を証する書面)

第八条の三十一 情報処理センターは、その使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続されている入出

力装置を使用している者に対し、電子情報処理組織の使用を証する書面を交付しなければならない。

第十条の十二第三項第二号中「随時必要な連絡を行うことができる設備又は器具（以下「連絡設備等」という。）」を「連絡設備等」に改める。

第十一条の二の次に次の一条を加える。

（生活環境に及ぼす影響についての調査が省略できる場合）

第十一条の三 法第十五条第三項ただし書の規定による環境省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 産業廃棄物の最終処分場以外の産業廃棄物処理施設にあつては、法第十五条第二項の申請書に記載した同項第二号から第七号までに掲げる事項が、過去になされた同条第一項の許可に係る当該事項と同一である場合

二 産業廃棄物の最終処分場にあつては、法第十五条第二項の申請書に記載した同項第二号から第四号まで、第六号及び第七号に掲げる事項が、過去になされた同条第一項の許可に係る当該事項と同一である場合

第十二条の二第五項中「ガス化改質方式の焼却施設」を「次項に掲げるもの」に改め、同条第六項を次

のように改める。

6 令第七条第三号、第五号、第八号及び第十三号の二に掲げる施設（ガス化改質方式の焼却施設及び電気炉等を用いた焼却施設に限る。）の技術上の基準は、次のとおりとする。

一 ガス化改質方式の焼却施設の技術上の基準は、第四条第一項第八号イ（同号イの規定においてその例によるものとされた同項第七号又から力までを除く。）の規定の例によることとする。

二 電気炉等を用いた焼却施設の技術上の基準は、第四条第一項第八号ロ（同号ロの規定においてその例によるものとされた同項第七号又から力までを除く。）の規定の例によることとする。

第十二条の七第五項中「ガス化改質方式の焼却施設」を「次項に掲げるもの」に改め、同条第六項を次のように改める。

6 令第七条第三号、第五号、第八号及び第十三号の二に掲げる施設（ガス化改質方式の焼却施設及び電気炉等を用いた焼却施設に限る。）の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。

一 ガス化改質方式の焼却施設の維持管理の技術上の基準は、第四条の五第一項第三号イ（同号イの規定においてその例によるものとされた同項第二号ナからケまでを除く。）の規定の例によることとする。

る。

二 電気炉等を用いた焼却施設の維持管理の技術上の基準は、第四条の五第一項第三号ロ（同号ロの規定においてその例によるものとされた同項第二号ナからケまでを除く。）の規定の例によることとする。

第十二条の七の二第一号イ中「及び八(1)並びに第六号イ」を、「第六号イ及び二(1)並びに第七号イ」に改め、同号ロ中「第三号ロ」を「第三号ロ及び二、第四号ロ」に、「第四号ロ、第五号二並びに第六号二」を「第五号ロ及び二、第六号八及びホ並びに第七号二及びチ」に改め、同号ハ中「第三号二、第四号二(1)及びホ(1)」を「第三号八、第四号二、第五号ホ(1)及びへ(1)」に改め、「第五号ロ(1)並びに」を削り、「第六号ロ(1)」の下に「並びに第七号ロ(1)」を加え、同号ニ中「次条第四号八、二(2)及びホ(2)、第五号ロ(2)及びホ」を「次条第五号八、ホ(2)及びへ(2)、第六号ロ(2)及びへ」に、「第六号ロ(2)」を「第七号ロ(2)」に改め、同号ホ中「次条第五号八(2)」を「次条第六号二(2)」に改める。

第十二条の七の三第一号中「ガス化改質方式の焼却施設」の下に「及び電気炉等を用いた焼却施設」を加え、同条第二号ロ中「第十二条の七第六項」を「第十二条の七第六項第一号」に、「第四条の五第一項

第三号ニ及びヘ」を「第四条の五第一項第三号イ(4)及び(6)」に改め、同号八中「第十二条の七第六項」を「第十二条の七第六項第一号」に、「第四条の五第一項第三号ト」を「第四条の五第一項第三号イ(7)」に改め、同号二中「第十二条の七第六項」を「第十二条の七第六項第一号」に、「第四条の五第一項第三号リ」を「第四条の五第一項第三号イ(9)」に改め、同条第六号に次のように加える。

チ 最終処分基準省令第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされた最終処分基準省令第一条第二項第十九号の規定による測定を行った年月日及びその結果

同号を同条第七号とし、同条第五号中ホをへとし、二をホとし、八を二とし、口の次に次のように加える。

ハ 最終処分基準省令第二条第二項第二号の規定によりその例によることとされた最終処分基準省令第一条第二項第十九号の規定による測定を行った年月日及びその結果

同号を同条第六号とし、同条第四号中ホをへとし、二をホとし、ハの次に次のように加える。

ニ 最終処分基準省令第二条第二項第一号の規定によりその例によることとされた最終処分基準省令第一条第二項第十九号の規定による測定を行った年月日及びその結果

同号を同条第五号とし、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 令第七条の二に規定する令第七条第三号、第五号、第八号、第十二号及び第十三号の二に掲げる施設（電気炉等を用いた焼却施設に限る。） 次に掲げる事項

イ 処分した産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量

ロ 第十二条の七第六項第二号の規定によりその例によることとされた第四条の五第一項第三号ロ(2)及び(3)の規定による測定に関する次に掲げる事項

(1) 当該測定を行つた位置

(2) 当該測定の結果の得られた年月日

(3) 当該測定の結果

ハ 第十二条の七第六項第二号の規定によりその例によることとされた第四条の五第一項第三号ロ(4)の規定によるばいじんの除去を行つた年月日

ニ 第十二条の七第六項第二号の規定によりその例によることとされた第四条の五第一項第三号ロ(5)の規定による測定に関する次に掲げる事項

- (1) 当該測定に係る排ガスを採取した位置
- (2) 当該測定に係る排ガスを採取した年月日
- (3) 当該測定の結果の得られた年月日
- (4) 当該測定の結果

第十二条の三十の次に次の十一条を加える。

(令第十五条の環境省令で定める基準)

第十二条の三十一 令第十五条の環境省令で定める基準は、水素イオン濃度指数が二・〇以下であることとする。

2 前項に掲げる基準は、環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

(指定有害廃棄物を収納する容器の構造)

第十二条の三十二 令第十六条第一号イの規定による環境省令で定める構造は、次のとおりとする。ただし、次項に規定する場合は、この限りでない。

一 密閉できること。

二 容器の内面がポリエチレンその他の腐食され難い物質で被覆されていること又はこれと同等以上の耐腐食性を有すること。

三 日本工業規格Z一六〇一号（鋼製ドラムかん）第一種に適合するドラムかん又はこれと同等以上の強度を有すること。

2 法第十九条の七第一項の規定により市町村長又は法第十九条の八第一項の規定により都道府県知事が支障の除去等の措置を講ずる場合において、令第十六条第一号イの規定による環境省令で定める構造は、前項第一号に定めるものとする。

（指定有害廃棄物の保管の場所に係る掲示板）

第十二条の三十三 令第十六条第一号ロ(2)の規定による掲示板は、次のとおりとする。

一 縦及び横それぞれ六十センチメートル以上であること。

二 次に掲げる事項を表示したものであること。

イ 指定有害廃棄物の保管の場所である旨

ロ 保管する指定有害廃棄物の種類

八 保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先

(指定有害廃棄物の保管の場所に係る設備)

第十二条の三十四 令第十六条第一号八(1)の規定による環境省令で定める設備は、次のとおりとする。た

だし、次項に規定する場合は、この限りでない。

一 排水溝

二 貯留槽ぞう

三 耐酸性及び不浸透性の材料で築造され、又は被覆されている床又は地盤面

2 法第十九条の七第一項の規定により市町村長又は法第十九条の八第一項の規定により都道府県知事が支障の除去等の措置を講ずる場合において、令第十六条第一号八(1)の規定による環境省令で定める設備は、耐酸性及び不浸透性の材料で覆われた底面とする。

3 令第十六条第一号八(2)の規定による環境省令で定める設備は、次のとおりとする。ただし、次項に規定する場合は、この限りでない。

一 亜硫酸ガスが大気中に発散することを防止するために必要なガス吸引装置を有する屋内保管設備

二 排気中に含まれる亜硫酸ガスを除去する装置を有する排気処理設備

4 法第十九条の七第一項の規定により市町村長又は法第十九条の八第一項の規定により都道府県知事が支障の除去等の措置を講ずる場合において、令第十六条第一号八(2)の規定による環境省令で定める設備は、耐酸性及び不浸透性の材料を使用した覆い又はこれに類する設備とする。

(指定有害廃棄物が運搬されるまでの間の保管に当たつての保管上限)

第十二条の三十五 令第十六条第一号ホの環境省令で定める数量は、二十キロリットルとする。ただし、次項に規定する場合は、この限りでない。

2 法第十九条の七第一項の規定により市町村長又は法第十九条の八第一項の規定により都道府県知事が支障の除去等の措置を講ずる場合において、令第十六条第一号ホの環境省令で定める数量は、適正な措置を講ずるためにやむを得ないと認められる数量とする。

(指定有害廃棄物を収集又は運搬する運搬車の構造)

第十二条の三十六 令第十六条第二号ロの環境省令で定める構造は、運搬中に容器が移動し、転倒し、又は転落するおそれのないように当該容器を固定できる構造とする。

(指定有害廃棄物の積替えの場所に係る表示事項)

第十二条の三十七 令第十六条第二号二の規定による環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 指定有害廃棄物の積替えの場所である旨
- 二 積み替える指定有害廃棄物の種類
- 三 積替えの場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先

(指定有害廃棄物の積替えに係る基準)

第十二条の三十八 令第十六条第二号ホの規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。ただ

し、次項に規定する場合は、この限りでない。

- 一 あらかじめ、積替えを行つた後の運搬先が定められていること。
- 二 搬入された指定有害廃棄物の量が、積替え場所において適切に保管できる量を超えるものではないこと。

2 法第十九条の七第一項の規定により市町村長又は法第十九条の八第一項の規定により都道府県知事が支障の除去等の措置を講ずる場合において、令第十六条第二号ホの規定による環境省令で定める事項は

、前項第二号に定めるものとする。

(指定有害廃棄物の運搬に当たつての保管上限)

第十二条の三十九 令第十六条第二号への規定によりその例によることとされた同条第一号ホの環境省令で定める数量は、当該保管の場所における一日当たりの平均的な搬出量に七を乗じて得られる数量又は二十キロリットルのいずれか少ない数量とする。ただし、次項に規定する場合は、この限りでない。

2 法第十九条の七第一項の規定により市町村長又は法第十九条の八第一項の規定により都道府県知事が支障の除去等の措置を講ずる場合において、令第十六条第二号への規定によりその例によることとされた同条第一号ホの環境省令で定める数量は、適正な措置を講ずるためにやむを得ないと認められる数量とする。

(指定有害廃棄物の処分等に当たつての保管上限)

第十二条の四十 令第十六条第三号ロの規定によりその例によることとされた同条第一号ホの環境省令で定める数量は、次のとおりとする。ただし、次項に規定する場合は、この限りでない。

一 焼却する場合にあつては、当該指定有害廃棄物に係る処理施設の一日当たりの処理能力に相当する

数量に十四を乗じて得られる数量

二 中和する場合にあつては、当該指定有害廃棄物に係る処理施設の一日当たりの処理能力に相当する数量に十四を乗じて得られる数量又は二十キロリットルのいずれか少ない数量

2 法第十九条の七第一項の規定により市町村長又は法第十九条の八第一項の規定により都道府県知事が支障の除去等の措置を講ずる場合において、令第十六条第三号口の規定によりその例によることとされた同条第一号ホの環境省令で定める数量は、適正な措置を講ずるためにやむを得ないと認められる数量とする。

(指定有害廃棄物の処分等に当たつての保管期間)

第十二条の四十一 令第十六条第三号口の環境省令で定める期間は、二十一日とする。ただし、次項に規定する場合は、この限りでない。

2 法第十九条の七第一項の規定により市町村長又は法第十九条の八第一項の規定により都道府県知事が支障の除去等の措置を講ずる場合において、令第十六条第三号口の環境省令で定める期間は、適正な措置を講ずるためにやむを得ないと認められる期間とする。

第十八条を第十九条とし、第十七条の次に次の一条を加える。

(令第二十四条第二号の環境省令で定める一般廃棄物の処理施設又は産業廃棄物の処理施設)

第十八条 令第二十四条第二号の環境省令で定める一般廃棄物の処理施設又は産業廃棄物の処理施設(以下この条において「処理施設」という。)は、次のとおりとする。

一 焼却設備が設けられている処理施設であつて、当該焼却設備の一時間当たりの処理能力(二以上の焼却設備が設けられている場合にあつては、それらの処理能力の合計)が五十キログラム以上又は火床面積(二以上の焼却設備が設けられている場合にあつては、それらの火床面積の合計)が〇・五平方メートル以上のもの

二 熱分解設備、乾燥設備、廃プラスチック類の熔融設備、廃プラスチック類の固形燃料化設備又はメタン回収設備が設けられている処理施設であつて、一日当たりの処理能力が一トン以上のもの

三 廃油の蒸留設備又は特別管理産業廃棄物である廃酸若しくは廃アルカリの中和設備が設けられている処理施設であつて、一日当たりの処理能力が一立方メートル以上のもの

別表第二上欄中「もの」の下に「(製鋼の用に供する電気炉を除く。)」を加え、同表に次の項を加え

る。

製鋼の用に供する電気炉

○・五ⁿg/₃m

様式第一号備考4中「許可番号」を「氏名又は名称及び許可番号」に改め、備考4に次を加える。

(7) 法第十五条の四の二第一項の認定を受けた者 氏名又は名称及び認定番号

(一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令の一部改正)

第二条 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和五十

二年 総理府
厚生省 令第一号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中第十九号を第二十号とし、第十八号の次に次の一号を加える。

十九 残余の埋立容量について一年に一回以上測定し、かつ、記録すること。

第二条第二項第一号中「及び第十五号」を「、第十五号及び第十九号」に改め、同項第二号中「及び第十九号」を「、第十九号及び第二十号」に改め、同項第三号中「第十九号」を「第二十号」に改める。

別表第一のほう素及びその化合物の項中「につき」の下に「、当分の間、」を加え、「一〇ミリグラム

「を」五〇ミリグラム」に改め、同表のふつ素及びその化合物の項の下欄を次のように改める。

一リットルにつきふつ素一五ミリグラム以下（海域以外の公共用水域に排出されるものは、当分の間、適用するものとする。）

別表第一のアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の項中「につき」の下に「、当分の間、」を加え、「一〇〇ミリグラム」を「二〇〇ミリグラム」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十六年十月二十七日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「規則」という。）（第一条の七、第四条、第四条の五、第四条の六、第四条の七、第十二条の二、第十二条の七、第十二条の七の二及び第十二条の七の三の改正規定 平成十六年十二月十日

二 第一条中規則第一条の七の二から第一条の七の五まで及び第三条の三を加える改正規定、規則第七条の二の改正規定、規則第七条の二の二、第七条の九及び第八条の五の三を加える改正規定並びに規則別表第二の改正規定並びに第二条の規定 平成十七年四月一日

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定により指定された同項の離島振興対策実施地域に含まれる島、奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第一百八十九号)第一条に規定する奄美群島の区域内に存する島、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第二条第一項に規定する小笠原諸島及び沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第三条第三号に規定する離島において現に埋立処分の用に供されている場所について、この省令の施行後行う一般廃棄物又は産業廃棄物の埋立処分については、平成十九年三月三十一日までの間は、この省令による改正後の規則(以下「新規則」という。)第一条の七の四の規定にかかわらず、令第三条第三号の規定による環境省令で定める措置は、埋立処分の場所からの浸出液によつて公共の水域及び地下水を汚染するおそれがある場合には、そのおそれがないように必要な措置を講ずることとする。

第三条 当分の間、新規則第七条の二及び第七条の二の二の規定は、特定家庭用機器再商品化法第四十九条第四項及び第五項に掲げる者並びに同法第五十条第一項に規定する産業廃棄物収集運搬業者並びに同条第四項に規定する一般廃棄物収集運搬業者並びに使用済自動車の再資源化等に関する法律第二百二十二条第七項から第九項までに掲げる者並びに同法第二百二十三条第一項に規定する産業廃棄物収集運搬業者並びに同条第三項に規定する一般廃棄物収集運搬業者については、適用しない。

第四条 この省令の施行の際現に設置されている製鋼の用に供する電気炉を用いた焼却施設については、新規則別表第二中「〇・五ⁿ/₃^g」とあるのは、「五ⁿ/₃^g」とする。